

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人君が淵学園
②設置大学名称	崇城大学
③担当部署	法人課
④問合せ先	hojin@ofc. sojo-u. ac. jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 2 6 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 1 0 月 1 4 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www. sojo-u. ac. jp/about/outline/governance/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」および「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化および進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化および監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念および教育目的の明示	建学の精神と理念に基づいた使命・目的および教育研究上の目的は、大学ホームページおよび学生便覧に掲載し、学内外に周知している。
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」および「入学者受入れの方針」の実質化	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッションポリシーについて、大学ホームページで学内外に公表するとともに、学科毎にカリキュラムフローを掲載し、学びの道筋を明確に示している。 学内に設置されている自己点検・評価委員会を中心に、定期的に自己点検・評価を実施し、教育水準の向上に努めている。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長に関する規程および副学長に関する規程において、それぞれの責務等を明記している。 学則第 12 条および「崇城大学協議会の運営に関する規程」に基づき、学長、副学長、各学部長等の主要な役職者によって構成される「大学協議会」を設置している。大学協議会は、全学的な教育・研究およびその他の活動に関する事項を審議し、学長の意思決定に資する意見や提案を行う役割を担っている。 また、各学部教授会、研究科委員会、総合教育センター運営委員会は、学長の意思決定に対して意見を述べる審議機関として、毎月開催している。 教育・研究に関する重要事項については、各学部の教授会細則や関連規程に基づいて審議が行われる。これらの仕組みにより、教学組織の権限と役割を明確化している。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教学、就職、学生支援、図書館運営、国際交流、学生募集などの重要事項を分野別の専門委員会で協議し、その内容に応じて教授会や大学協議会で審議している。各委員会は教員と担当部局の部長・課長・職員で構成し、委員長は教員または職員が担当。職員が会議の運営管理を行うなど、教職が協力して大学運営の円滑化と質の向上を目指している。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定および推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）については、FD 委員会を設置し、授業アンケートの設計・見直し、FD 講演会の実施、シラバスのチェックなどを通じて、教育内容および教育方法の改善を図り、教員の資質向上に努めている。

	スタッフ・ディベロップメント（SD）については、研修計画に基づき、学内外の各種研修への参加を促進している。加えて、本学が加盟する「大学コンソーシアム熊本」主催の SD 合同研修会には、毎年事務職員を派遣している。また、日本私立大学協会九州支部が実施する研修や交流会にも積極的に参加させている。さらに、グローバル意識の醸成を目的として、希望者を対象に週 1 回の英語研修を行うほか、1～2 週間程度の海外短期研修も実施するなど、多様な形式で SD を展開している。
--	--

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化および進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化および具体性のある計画の策定	中長期計画およびそれに基づくアクションプランの策定については、学長の指示のもと、中長期計画検討ワーキンググループにおいて検討している。 なお、中長期計画は、理事会での審議を経た後、全教職員を対象とした説明会を実施し、その後、大学ホームページに掲載している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	進捗については「中長期アクションプラン進捗検討ワーキンググループ」で確認を行い、「自己点検・評価委員会」に報告し検証を行っている。検証結果は、定期的に大学協議会および理事会に報告し、審議を受けている。また、実施した内容については毎年度事業報告書を作成し、大学ホームページに掲載している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	高い就職実績と充実した支援体制に加え、半導体や地域企業との連携を通じて、社会のニーズに応える実践力ある学生を育成している。また、社会人の知的好奇心や向学心に応えるため「市民公開講座」を開講している。講座内容としては、自然・人文・社会科学分野の様々な興味深いトピックや社会の関心を集めている話題等を取り上げ、社会人や高齢者向けの講義を行っている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域共創センターが窓口となり、社会連携の様々な分野において多くの団体と包括連携協定を締結し、地域課題の解決や人材育成、まちづくり支援に全学的かつ組織的に取り組んでいる。 また、小中学生向けの体験型学習の開催に加え、高校生にはサイエンスコンテストを実施するなど、子どもたちの想像力を育むとともに、関心を高める体験の提供にも努めている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生の受け入れに対応するため、国際交流センターや学生支援センターを設置し、支援体制の整備を進めている。 教職員の受け入れについては、一定程度は整っているものの支援体制はまだ十分とは言えないため、現在は相談会への参加などを通じて、さらなる環境整備に取り組んでいる。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	現在、評議員（総数 9 名）のうち女性は 1 名のみであり、他の役員（理事 8 名、監事 2 名）はすべて男性で構成されている。役員等における女性登用の比率については、今後、段階的に改善を図る予定である。一方で、管理職における女性の割合は高く、女性の活躍を積極的に推進している状況である。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化および選任過程の透明性の確保	理事の資格および構成については、「寄附行為」に明確に定めている。なお、理事選任のための選任機関を「寄附行為」に基づいて設置し、評議員会の意見を十分に踏まえたうえで、適切に理事を選任している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保および評議員会との協働体制の確立	理事会は、毎年度 6 回程度の定期的な開催に加え、必要に応じて随時開催される。「法令」および「寄附行為」に基づき、必要な事項については評議員会の意見を聴いた上で、業務執行上の重要事項を審議・決定している。 議事録については、議長および出席した理事の中から互選された 2 名以上の理事、ならびに出席した監事によって確認されている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	大学の運営状況や経営計画、財務状況、教育研究の成果、重要な施策についての報告書や資料を理事に配付している。理事会開催前に議題に関する資料を提供し、理解を深めるための準備ができる環境を整えている。

原則 3－2 監査機能の強化および監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事および会計監査人の選任基準の明確化および選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格および職務等については「寄附行為」に定めており、監事候補者は評議員会で審議され、評議員会の決議をもって選任している。 会計監査人も同様に、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人および内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」および「内部監査規程」に定めている。また、監事は会計監査人や内部監査を担当する監査室と情報交換や協力を行い、会計年度終了後に監査報告書を作成している。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監査室を設置し、監事は監査室と密接な連携を保ちながら効率的に的確な監査を実施するように努めている。事務局長、監査室長及び関係課長等が監事に報告する形で学校法人の業務監査を開催している。また監事連絡会や三様監査会（監事、会計監査人、監査室）を開催しており、期末監査では、財産の状況について監査し公認会計士と意見交換を行っている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化および選任過程の透明性の確保	評議員の定数および属性・構成割合、職務等については「寄附行為」に定めており、「寄附行為」に従って評議員候補者は評議員会で審議され、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保および理事会との協働体制の確立	理事会に対する監督権限や意見聴取義務を明確に規定しており、理事会との相互牽制体制を制度的に確立している。招集手続や議事運営、選任に関する規定も整備しており、運営の透明性確保に資する仕組みを十分に備えている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	大学の運営状況や経営計画、財務状況、教育研究の成果、重要な施策についての報告書や資料を評議員に配付している。評議員会開催前に議題に関する資料を提供し、理解を深めるための準備ができる環境を整えている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備および事業継続計画の策定・活用	「危機管理規程」を制定し、危機管理委員会を設置して適切に対応している。また、危機管理マニュアルを整備し、リスクの予防・回避および発生時の被害の抑制・軽減を図るため、教職員・学生の意識向上と危機発生時の対応能力強化に努めている。マニュアルは大学ホームページに公開し、広く周知している。 事業継続計画（BCP）については現在、策定に向けて積極的に取り組んでいる。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	本学の研究活動に携わる構成員等（教員、職員、学生、補助員を含む）を対象に、外部講師による研究倫理・法令・ルール等の理解と遵守を目的としたコンプライアンス研修会を毎年実施している。研修受講後に理解度テストを行うことにより、構成員等のコンプライアンス意識の醸成と向上に努めている。 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為について教職員等からの通報・相談（内部通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図っている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「情報公開規程」を定め、教育研究活動等に関する情報を大学ホームページで公表することにより、経営の透明性を確保している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公開は主にインターネットを通じた Web サイトで行っており、学生・保護者、卒業生、企業などのステークホルダーごとに必要な情報を整理・集約して提供している。また、閲覧者が多様であることを考慮し、「大学ポータル」の活用に加え、入学案内、広報誌、学生や保護者向けの各種パンフレットなどの媒体も併用している。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると

判断した場合の取組内容

該当する原則	説明